

県立学校長 殿

岡山県教育委員会教育長

( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の患者等が発生した場合の対応について（令和 2 年 2 月 21 日付け、教保健第 355 号）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について（令和 2 年 4 月 6 日付け、教保健第 5 号）」により通知しているところですが、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q & A の送付について（令和 2 年 5 月 21 日付け）」で医療機関等への相談の目安が変更されたことに伴い、次のとおり取り扱うことといたしますので、適切に対応願います。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」とする目安

- (1) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- (2) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、又は、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が 4 日以上継続する等、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合
- (3) 新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者に特定された場合

出席停止とする期間については、上記（1）～（2）については、保健体育課と協議すること、上記（3）については、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間とすること。

2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日（以下、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」という。）」とする目安

- (1) 下記①～③のいずれかに該当する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。
  - ① 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が確認された場合  
(ただし、4 日以上となる場合は、全期間を出席停止として取り扱う。)

- ② 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり保健所の健康観察の対象となった場合等
- ③ 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合

校長が出席しなくてもよいと認めた日とする期間については、上記①については、症状がなくなるまでに要した期間、上記②については、感染者と最後に接触した日から起算して2週間、上記③については、主治医や学校医が登校を控えるべきと判断した期間とすること。

- (2) 上記2 (1) の他、新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合においては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすることができる。

### 3 その他

- (1) 今後は、学校における新型コロナウイルス感染症に係る「児童生徒等及び教職員の発生状況報告」（令和2年2月21日付け、教保健第355号の通知文中の5）の提出は不要とする。

ただし、児童生徒等が次のケースに該当する場合は、保健体育課に電話で一報を入れ、指示を受けること。

- ・PCR等の検査を受けた場合（受ける予定となった場合）
- ・新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された場合
- ・濃厚接触者又は、保健所から健康観察の対象とされた場合

- (2) 出席停止報告書（学校保健安全法施行令第7条、同法施行規則第20条）出席停止の状況を把握するため、翌月5日までに報告すること。

#### 【本件問い合わせ先】

上記1、2(1)、3 について	県教育庁保健体育課	電話(086)226-7591
上記2(2)について		
・[中学校]	県教育庁義務教育課	電話(086)226-7584
・[高等学校]	県教育庁高校教育課	電話(086)226-7585
・[特別支援学校]	県教育庁特別支援教育課	電話(086)226-7912

「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について」新旧対照表

<p style="text-align: center;">新 (令和2年5月 日付け、教保健第 号 )</p>	<p style="text-align: center;">旧 (令和2年4月6日付け、教保健第5号)</p>	<p style="text-align: center;">備考欄</p>
<p>1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安</p> <p>(1) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合</p> <p>(2) <u>息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合</u>、又は、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上継続する等、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者※に特定された場合</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日(以下、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」という。)」とする目安</p> <p>(1) 下記①～③のいずれかに該当する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。</p> <p>① <u>発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が確認された場合</u>(ただし、4日以上となる場合は、全期間を出席停止として取り扱う。)</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安</p> <p>① 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合</p> <p>② 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)</p> <p>③ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者に特定された場合</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日(以下、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」という。)」とする目安</p> <p>(1) 下記①～③のいずれかに該当する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。</p> <p>①風邪の症状や37.5度以上の発熱が確認された場合(ただし、4日以上となる場合は、全期間を出席停止として取り扱う。)</p>	<p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p>



教保健第77号  
令和2年5月29日

課（室）長  
教育事務所長  
総合教育センター所長  
市町村（組合）教育委員会教育長 殿

岡山県教育委員会教育長  
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について

このことについて、別紙写しのとおり、県立学校長あて通知いたしましたので、情報提供いたします。

**【本件担当】**

岡山県教育庁保健体育課 健康・安全教育班  
電話(086)226-7591

⑤

教保健第 77 号  
令和 2 年 5 月 29 日

県立学校長 殿

岡山県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

### 新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の患者等が発生した場合の対応について（令和 2 年 2 月 21 日付け、教保健第 355 号）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について（令和 2 年 4 月 6 日付け、教保健第 5 号）」により通知しているところですが、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q & A の送付について（令和 2 年 5 月 21 日付け）」で医療機関等への相談の目安が変更されたことに伴い、次のとおり取り扱うことといたしますので、適切に対応願います。

### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」とする目安
  - (1) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
  - (2) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、又は、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が 4 日以上継続する等、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合
  - (3) 新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者に特定された場合

出席停止とする期間については、上記（1）～（2）については、保健体育課と協議すること、上記（3）については、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間とすること。
- 2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日（以下、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」という。）」とする目安
  - (1) 下記①～③のいずれかに該当する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。

- ① 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が確認された場合  
(ただし、4日以上となる場合は、全期間を出席停止として取り扱う。)
- ② 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり保健所の健康観察の対象となった場合等
- ③ 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合

校長が出席しなくてもよいと認めた日とする期間については、上記①については、症状がなくなるまでに要した期間、上記②については、感染者と最後に接触した日から起算して2週間、上記③については、主治医や学校医が登校を控えるべきと判断した期間とすること。

- (2) 上記2(1)の他、新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合においては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすることができる。

### 3 その他

- (1) 今後は、学校における新型コロナウイルス感染症に係る「児童生徒等及び教職員の発生状況報告」(令和2年2月21日付け、教保健第355号の通知文中の5)の提出は不要とする。

ただし、児童生徒等が次のケースに該当する場合は、保健体育課に電話で一報を入れ、指示を受けること。

- ・PCR等の検査を受けた場合(受ける予定となった場合)
- ・新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された場合
- ・濃厚接触者又は、保健所から健康観察の対象とされた場合

- (2) 出席停止報告書(学校保健安全法施行令第7条、同法施行規則第20条)出席停止の状況を把握するため、翌月5日までに報告すること。

#### 【本件問い合わせ先】

上記1、2(1)、3 について	県教育庁保健体育課	電話(086)226-7591
上記2(2)について		
・[中学校]	県教育庁義務教育課	電話(086)226-7584
・[高等学校]	県教育庁高校教育課	電話(086)226-7585
・[特別支援学校]	県教育庁特別支援教育課	電話(086)226-7912

「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について」新旧対照表

<p style="text-align: center;">新 (令和2年5月 日付け、教保健第 号 )</p>	<p style="text-align: center;">旧 (令和2年4月6日付け、教保健第5号)</p>	<p style="text-align: center;">備考欄</p>
<p>1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安</p> <p>(1) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合</p> <p>(2) <u>息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合</u>、又は、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上継続する等、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者※に特定された場合</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日(以下、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」という。)」とする目安</p> <p>(1) 下記①～③のいずれかに該当する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。</p> <p>① <u>発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が確認された場合</u>(ただし、4日以上となる場合は、全期間を出席停止として取り扱う。)</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安</p> <p>① 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合</p> <p>② 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)</p> <p>③ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者に特定された場合</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日(以下、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」という。)」とする目安</p> <p>(1) 下記①～③のいずれかに該当する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。</p> <p>①風邪の症状や37.5度以上の発熱が確認された場合(ただし、4日以上となる場合は、全期間を出席停止として取り扱う。)</p>	<p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p>



